

多可町行政改革大綱

(平成17年度～平成21年度)

平成19年3月26日

多 可 町

* * * * * 目 次 * * * * *

I はじめに	1
II 行財政改革の目的・理念と基本的な視点	1
1 目的	1
2 改革のための基本的な視点	1
III 行政改革の進め方	2
1 推進体制と取組みの姿勢	2
2 取組期間	2
3 集中改革プランの策定	2
4 推進状況や成果の報告と公表	3
IV 行財政改革推進のための重点項目	3
1 質の高い住民サービスの推進	3
2 効率的、効果的な住民サービスの推進	3
3 定員管理及び給与の適正化等	4
4 今後の財政運営	4
V 総括	5
用語の説明	6

I はじめに

国地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体が中心となって地域に相応しい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換の必要性を唱えた『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』が総務省より示されました。

これを受け、住民に最も身近な行政体として、市町村は、住民生活への責務が益々増大してきます。

しかしながら、「三位一体改革」により、町の財政力が向上したわけではなく、今後とも非常に厳しい状況にあることは変わらず、町の進展のために限られた財源を効果・効率的に活かす取り組みが求められます。

本町においても少子高齢化社会の中、地方分権の時代を迎えます。社会保障サービスの需要の高まり、住民ニーズの多様化・高度化が予想され、こうした中で、多可町総合計画を基本とした各種まちづくり計画の実現を図り、満足度の高い住民生活の達成を目指すとき、行政改革は、本町の財政運営が持続的に発展していくために取り組まなければならない重要な政策課題であることは明らかです。

そのため、ここに多可町行政改革大綱を策定し、併せて行財政改革の具体的な推進を定める多可町集中改革プランの実践により、行政のスリム化及び効率化に取り組めます。

II 行財政改革の目的・理念と基本的な視点

1 目的・理念

今後予想される社会保障サービスの需要の高まりや住民ニーズの多様化・高度化の中、より満足度の高い行政サービスの提供を行うため、行政組織の再編、人件費等の経費の削減、事務・事業の見直し等行政の効率化は不可欠です。行政組織のスリム化を図る中で、効率的かつ住民本位の行政サービスを展開していくことを目的として、本大綱により行財政改革を加速的に進めます。

2 改革のための基本的な視点

厳しさを増す財政状況の中での限られた財源と人材を最大限に活用しながら、住民サービスを効率的かつ効果的に提供することを目指し、組織の再編、人員削

減等の努力の中で次に掲げる項目を基本的な視点として住民本位の行政運営を行うこととします。

(1) 健全な財政運営の構築

財源の確保や経費の削減により、将来にわたって住民が安心して暮らせる財政基盤を確立します。

(2) 効率的・効果的な行政システムの構築

事務・事業の見直しや住民との協働によるまちづくりと住民ニーズに的確かつ柔軟に対応できるシステムを構築します。

(3) 職員の資質の向上

職員一人ひとりが事務・事業の費用対効果などの経営感覚を持ち、積極的な改善・改革の意欲を醸成します。

(4) 目標の明確化

事務・事業に中長期的及び年次的目標を明確に掲げ、適正な進行管理と評価を行うことをシステム化します。

Ⅲ 行政改革の進め方

1 推進体制と取組みの姿勢

識見を有する委員で構成する「多可町行政改革推進委員会」及び助役を本部長とする「多可町行政改革推進本部」が中心となり、全庁一体となって取り組むとともに、職員一人ひとりが自覚と責任を持ち改革を推進します。

人員や経費の徹底的な削減を図りながらも、住民へのサービスの向上及び住民とともに行政を行うという住民本位の行政運営を目指した行政改革への取組みを実践します。

2 取組期間

合併当初から取り組んでいる改革も含め、平成17年度から平成21年度までの5か年とします。

3 集中改革プランの策定

具体的な行政改革への取組みを集中的に実施するために、大綱の取組期間にわたる集中改革プランを定めて取り組みます。策定にあたっては、具体的で住民に

わかりやすい指標等を用います。

4 推進状況や成果の報告と公表

行政改革の推進状況や成果は、町広報やホームページを通して住民にわかりやすく公表します。

IV 行財政改革推進のための重点項目

1 質の高い住民サービスの推進

(1) 住民主体のサービスの徹底

住民の行政に対する信頼を高めるため、住民ニーズを迅速かつ的確に把握し、住民サービスの質の向上を図り行政への満足度を高めます。

すべての職員が職場の使命を認識し、課題を見つけ仕事の改善を継続して行い、職場の活性化と職員の意識改革に取り組み、住民本位のサービスを提供していきます。

(2) 住民サービスの向上

最少の経費と人員で最大の効果を上げることを基本に、住民の要望や意見を幅広く取り入れ、より質の高い住民サービスを提供します。

住民の立場に立った手続の簡素化と迅速化を推進するなど、利便性の向上と満足度を高める取り組みを行います。

2 効率的、効果的な住民サービスの推進

(1) 事務・事業の見直し

事務・事業全般にわたり公と民の役割分担のあり方、受益と負担の公平確保、費用対効果など幅広い角度から精査し、事務・事業の再編、整理や廃止、統合等見直しを行い合理化を図ります。

(2) 公用・公共施設の見直し

公用施設の利活用の検討と公共施設のあり方を見直し、老朽化施設の廃止及び撤去並びに同種施設の統廃合や払い下げを進めます。

指定管理者制度の導入に積極的に取り組み、公共施設のサービスの向上と効率化を図ります。

また、地方公営企業（水道事業）については、「公営企業経営健全化計画」を策定し、計画性の高い経営を行います。

(3) 公共施設に係る借地等の見直し

借地による公共施設用地の検討を行い、利用度の低い土地について返還を含めた整理を行います。

(4) 各種委員会・審議会の合理化の推進

社会情勢の変化に伴い、必要性が低くなったり、類似・関連する委員会・審議会等を統廃合します。

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

定員管理の適正化を計画的に推進し、事務・事業の整理や組織の見直しに応じた効率的な人員配置を行います。退職に伴う補充については、人材の計画的な確保のための新規採用のみとし、全体職員数を削減します。

(2) 給与の適正化

国家公務員の給与構造改革を踏まえた給料・手当等の給与構造の見直しにより、給与水準の引き下げを実施するとともに、能力・実績を重視する給与体系へ移行します。

また、適正な人員配置と組織内の応援体制の整備、職員個々の能力及び効率化意識の向上により時間外勤務手当を削減するとともに、各職員手当についても見直しを行い、人件費を抑制します。

(3) 定員、給与等の状況の公表

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定し、職員の任用・給与等の勤務条件、分限及び懲戒など人事行政全般の状況を公表します。

(4) 職員の育成

地方分権社会の担い手にふさわしい人材を育成するため、人材育成基本方針・研修方針を推進します。職員の資質の向上・能力開発のために研修を充実し、職場環境の改善等を行うとともに、組織の活性化を図ります。

また、職員一人ひとりが誇りとやりがいを持って仕事に取り組むことができる環境の実現のため、能力・実績を重視した公正かつ客観的な新しい人事評価システムの構築に取り組み、人材育成と連携した人事管理を目指します。

4 今後の財政運営

国の「三位一体改革」の影響による地方交付税の減額や、扶助費などの義務的

経費の増加により、本町の財政を取り巻く環境は今後においても大変厳しい状況にあります。

こうした中であって、健全な財政運営を行っていくためには、歳入にあっては、自主財源の基本となる町税の収納確保を図り、歳出にあっては、緊急性や費用対効果、財源措置などを点検見直し、事務・事業全般にわたり一層の経費削減に努めます。

また、起債については、健全財政の指標とされる各種指数・率を意識しながら、後年度負担の影響などを充分考慮し、その発行の抑制に努めます。

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

すべての事務・事業について、経費全般にわたり徹底した見直しを行うことにより、経費の節減、合理化を図るとともに厳正な執行に努めます。

また、各種補助金について公益上の必要性、効果、経費負担のあり方などを検証し見直しを行います。

(2) 自主財源の確保

「三位一体の改革」における税源移譲や、税負担の公正確保の必要性などから、町税等各種歳入について、滞納整理等一層の収納率向上に取り組み自主財源の確保に努めます。

(3) 受益者負担の適正化

使用料、手数料などの住民負担については、サービスに要するコストの縮減に努めるとともに、負担の公平確保や受益者負担の原則に則り、サービスに応じた適正な水準での料金設定、見直しに努め負担の適正化を図ります。

V 総括

国の「三位一体の改革」の影響により、本町の行財政を取り巻く環境は今後益々厳しさを増していくことが避けられません。その厳しさの中でも住みよい町づくりが行えるよう、本大綱及び集中改革プランに示された様々な改革を住民と行政が一体となり積極的に取り組んでいくこととします。

用 語 の 説 明

用 語	説 明
分権型社会システム	活力ある地域社会を形成するために、地域に根ざした政策を主体的に考え実施していく社会体系のことです。
三位一体改革	「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革のことです。
指定管理者制度	地方公共団体などが所有する公の施設の管理について、営利企業のほか社会福祉法人などの公益法人や NPO 法人、自治会等法人格をもたない団体でも管理者となれる制度のことです。
起債	国・地方公共団体などが、財政資金を調達するために公債を発行することです。
税源移譲	納税者が国へ納める税金（国税）を減らし、都道府県や市町村に納める税金（地方税）を増やすことで、国から地方へ税源を移すことです。